

農薬であって農作物の収穫後に添加物としても使用されるものについて、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて
(平成 22 年 5 月 20 日食品安全委員会決定)

農薬であって農作物の腐敗・変敗の防止を目的として収穫後に添加物としても使用されるものについて、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条の規定に基づき食品安全委員会（以下「委員会」という。）に意見を求められた場合の取扱いを次のように定める。

- 1 委員会は、調査審議を農薬専門調査会に行わせることとする。その際、通常の農薬の調査審議以上に慎重に安全性評価を行うため、食品安全委員会専門調査会運営規程（平成 15 年 7 月 9 日食品安全委員会決定）第 5 条第 3 項に基づき、添加物専門調査会の専門委員のうち適当な者に対し、専門調査会に出席を求めることとする。
- 2 委員会は、調査審議に参画した添加物専門調査会の専門委員の氏名を、評価書に付記することとする。